

## 多機能端末機による証明書交付時の手数料について

### 1 概要

コンビニエンスストアの多機能端末機により証明書交付を行う際の手数料を200円とする。

※ 「多機能端末機」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードを用いて、交付を受けることができる民間事業者等が設置した端末機をいう。

### 2 理由

社会保障・税番号(マイナンバー)制度開始に伴い交付される個人番号カードを利用して、全国のコンビニエンスストアにおいて、多機能端末機により各種証明書を取得できるようになり、利用者の利便性が向上する。この場合の手数料を自動交付機(200円)と同様の手数料とするため。

### 3 施行期日

板橋区規則で定める日